

平成 30 年度事業実施計画

近年、国内外で持続可能な社会に向けた取り組みを強めようという動きが広がっている。また、企業の環境や社会分野などへの取り組みを評価する「ESG投資」も広がってきている。これらの情勢を背景に、従前にも増して、企業活動における環境保全や環境経営が県内中小企業にも求められてきている。

当協会では、会員、行政、関係団体等との協力のもと、環境保全に関する相談事業、研修事業、中堅・中小企業者向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の推進事業等を進めてきたところであり、平成30年度においてもこれら事業を継続して実施する。

以下に、具体的な事業計画を示す。

1 相談・アドバイス事業

本協会の職員（必要に応じ、技術専門委員等）が、会員等の依頼に応じ、環境保全施設の設置、改善、維持管理、産廃の適正処理及び有効利用方策、省エネ等の課題など、環境保全対策関連全般にする相談・アドバイスを以下の区分により実施する。

(1) 環境マネジメントシステムに関する相談

会員がエコアクション21並びにISO14001に対する理解を深めるための啓発活動の実施や、認証取得希望会員に対して認証が効率的に行われるよう相談・アドバイスを実施するとともに、このシステムが有効に機能し得るよう相談・アドバイスを行う。

(2) 化学物質管理、省エネの高度な専門的アドバイス

化学物質管理、省エネ（工場などの建物の省エネ含む）など専門的知識が要求される事項については、当協会技術専門委員ほか専門家及び専門機関の協力を得て、要望に沿ったアドバイスを行う。

(3) 水質分析に基づくアドバイス及び水質分析の奨励

会員の水質管理技術の手助けを行う方策の一つとして、常に自社排水の水質を把握し、水質保全に資するための定期的な水質検査の実施を奨励するとともに、その分析結果に基づき環境保全施設の運転管理についての的確なアドバイスを行う。

(4) 環境問題に関するアドバイス

解決の難しい、騒音・振動及び悪臭（いわゆる感覚公害）などの環境問題の相談・アドバイスを実施する。

2 各種講習会

会員等が環境保全対策に取り組むときに必要となる知識・技術・情報などを習得するための講習会を開催する。

(1) 環境保全基礎研修会

会員企業等の社員への産業環境教育の場としての活用を目的に、主として新たに企業の環境担当になった会員企業等の職員を対象とした環境関連法規や、環境対策技術の基礎を習得する講習会を開催する。

(2) 化学物質規制対応研修会

特に製造業が取り組みが求められる化学物質についての国内外の環境規制の動向について、専門家を講師とした研修会を開催する。

3 エコアクション21認証・登録事業

国内中堅・中小企業の環境経営を支援し、環境と経済の好循環を推進することを目的に、環境省が制定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の地域事務局として、認証に係わる事務を掌り、自治体、企業団体などの関係諸団体と連絡調整しながら積極的に普及推進活動を行う。

(1) エコアクション21セミナー

長野県と共催し、認証・登録中の事業者向けの効率的な運用方法説明会や新たに取り組む事業者向け説明会を県内4箇所で開催する。

(2) エコアクション21認証・登録事業者フォローアップ研修会

長年、エコアクション21に取り組んでいる事業者を対象に、活動の活性化、エコアクションの理解の深化を目的に長野県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、金融機関等関係団体と協力して研修会を開催する。

(3) 集団コンサルティング研修会

地域、各種協同組合、業界団体、各種協会単位でエコアクション21の普及を図るため、県内自治体、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、協同組合等の協力を得て、集団コンサルティング研修会を一箇所以上で実施する。

(4) 10年継続感謝状・記念品贈呈式

10年継続の事業者に対して感謝状・記念品を贈呈するイベントを開催する。

(5) エコアクション21審査人・アドバイザー連絡会と連携した普及活動の支援

長野県内のエコアクション21審査人等の任意組織である連絡会が策定した「長野県エコアクション21活性化プロジェクト」に基づく活動を支援する。

(6) エコアクション21ガイドライン改訂事業所向け説明会

本年度改訂が予定される業種別ガイドラインの事業者向け説明会を実施する。

(7) 審査人との連携・調整

中央事務局や審査人などと連携し、適正な制度の実施に努める。また、審査人等と会議を開き事務局及び審査人の力量向上を図る。

4 エコアクション21CO₂削減プログラム (Eco-CRIP事業)

昨年度に引き続き、エコアクション21の普及促進に繋がる環境省の補助事業であるEco-CRIP事業について、地域事務局として承認を目指すとともに、エコア

クシヨ ン 21 普及推進セミナー、県内金融機関・関係団体やエコアクション 21 審査人等を通して事業参加を呼び掛け、多くの参加者獲得を目指す。

5 情報の収集及び提供等

(1) 環境速報の発行

環境関係の法令及び条例の改正、新技術の紹介、公害防止管理者国家試験、同認定講習の実施、その他必要な情報を「環境速報」として提供する。

配布については、従来どおりの紙ベースのほかに電子的な配布準備を進める。

(2) 会報の発行

会員相互の理解促進等に資するため、投稿による環境保全に関する新技術等の紹介、論文体験談、その他幅広い記事を掲載した会報「サン」を発行する。

(3) 関係団体との情報交換

産業環境管理協会他、関係諸団体、諸機関と連絡を密にし、情報の収集、提供を図る。

(4) 協会ホームページの充実

ホームページ内容の充実を図り、協会事務局及び会員相互の交流を図る。特にエコアクション21専用ページの更新を定期的に行うようにし、普及推進の一助となるよう工夫する。

(5) 会員加入の促進のための情報提供等

本会会員への加入促進に資するため、関係類似団体に対して関係方面の協力を得ながら、当協会の情報等を提供する。

また、会員加入促進のための方策等について様々な観点から検討を行う。

6 各種環境イベント参加・協力事業

(1) 信州環境フェア2018への協力

実行委員会構成団体として協力する。

(2) 第15回長野しんきんビジネスフェア2018への出展

エコアクション21認証取得促進のPRを目的に出展する。

5月16日（水）長野市若里多目的スポーツアリーナ「ビッグハット」

(3) キッズサイエンスへの出展

若い世代への協会事業のPRを目的に出展する。

7 表彰

環境保全意識の高揚に資するため、次の表彰を行う。

(1) 環境保全実務功労者の顕彰

会員事業所において、15年以上にわたり、公害防止管理者または環境保全実務担当者として、環境保全に功労のあった者を表彰する。

(2) 環境保全対策優良事業所の表彰

最近の5年間(それ以前に重大な公害事故を惹起した会員を除く)に環境保全のための諸法令に違反すること無く、その責務を全うし、地域住民から信頼され、地域社会に貢献している事業所を表彰する。

(3) 産廃資源化・減量化モデル事業所の表彰

産廃の資源化、減量化、及び省エネ等の技術開発等により、その実用化に成功し、成果を納めている事業所を表彰する。

8 建議陳情

必要に応じ、関係機関に対し、環境保全に関する技術開発、融資制度の改善、その他の施策等に関する請願、陳情並びに意見具申を行う。